

# 社会福祉法人経営を考える

## —社会福祉法人制度改革の達成に向けて—

三宅由佳\*

### 1. 緒言

近年、社会福祉法人は厳しい批判を受けている<sup>1)</sup>。2000年の社会福祉基礎構造改革以降、多様な経営主体の福祉参加により他の経営主体と同様の事業のみを実施するだけでは、社会福祉法人の存在意義が理解されにくくなっている〔全国社会福祉協議会、2015b〕。さらに社会福祉法人の公共性に対する批判も生じている。2006年の公益法人制度改革により、新たに創設された公益社団・財団法人は公益性の高い法人類型として位置づけられることになったが、これは社会福祉法人に同等以上の公益性・非営利性を要請する下地となっている〔後藤康文・野田秀孝、2015〕。現在、社会福祉法人はその役割、位置づけを再検討する時期に来ている。

社会福祉法人の根拠法である社会福祉法について、厚生労働省より第189回国会（常会）へ「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が提出され、2015年7月31日衆議院にて可決、11月末現在継続審議中である。この改正にて社会福祉法人制度の改革が促進される。

社会からの批判を受ける以上、社会福祉法人の存在意義を示すためには改革が不可欠である。戦後我が国の福祉を支えてきた社会福祉法人は、措置委託制度を通して地域のセーフティネットとして一定の公共的役割を果たしてきた〔村田文世、2011〕。また社会的排除への対応など、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位

置付けることが必要であり〔厚生労働省、2008〕、社会福祉法人の公益性や専門性に社会的期待が高まっている。

改正される社会福祉法では、経営組織のガバナンス強化や事業運営透明性の確保、地域における公益的な取組を実施する責務等が明文化される。また、社会福祉法人会計基準に沿った財務諸表は社会福祉法が求める財務的アカウンタビリティを支える。公益的な取組の財源に関しても財務データによる算出が予定される<sup>2)</sup>。

しかし今回の社会福祉法の改正、及び近年改正された社会福祉法人会計基準<sup>3)</sup>によって、社会が求める社会福祉法人改革は目的を達成することができるだろうか。社会福祉法人の公益性の追求である公益活動を財務データのみで説明することは可能だろうか。村田〔2011、ページ：25〕によれば、近年の社会福祉法人は自立的経営による費用極大化と非財務的な社会的責任の遂行という2つの目標を組織内部に抱えることとなったとする。社会的アカウンタビリティを果たすための情報を会計は提供することが可能だろうか。

本稿では社会福祉法人改革が目指すこれからの社会福祉法人のあるべき姿を実現するため、改正される社会福祉法（以下「改正社会福祉法」とする）での定義以外に必要な定義を、今後再改訂が予想される社会福祉法人会計基準への提言を含めて検討する。

### 2. 研究の方法

本稿は社会調査の一手法であるドキュメント分

キーワード：社会福祉法人、社会福祉法、社会福祉法人会計基準

\*関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

析（言説分析）を採用する。社会福祉法人制度及び社会福祉法人会計制度の変遷を整理し法制度からの社会福祉法人の本質を確認した上で、社会福祉法人制度改革に向けた検討会等の報告書より社会福祉法人の現状課題、方向性、解決策を整理する。そして改正社会福祉法と社会福祉法人会計基準とがこれらの実現対策を包括可能であるか分析する。

なおこの研究においては法人組織マネジメントを分析対象とし、個々の業務には触れない。また人材育成と確保の問題も大きなテーマであるが分析対象外とする。

### 3. 社会福祉法人制度及び社会福祉法人会計制度の変遷

戦後の社会福祉法人制度の変遷から社会福祉法人の本質を確認する。また、会計制度の変遷を併せて整理することにより、行政側の社会福祉法人経営に対する認識を明らかにする。会計はアカウントビリティを果たす役割を担うため、その制度整備状況に経営への意識が具現すると考えるからである<sup>4)</sup>。

#### (1) 第一段階—社会福祉法人制度の確立

戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は社会事業について政府の実施責任の確立と民間への委任委譲を禁止し、1949年に「社会福祉行政の6原則<sup>5)</sup>」を指示した。社会福祉事業法（現「社会福祉法」）はこれを原型として1951年に法制化され、公益性を明らかにし、措置委託を行える団体として社会福祉法人が設けられた。

現在においても措置施設は存在するが、政府による「規制と助成」のなかで民間性を失い、自らの役割を“公的福祉の代行”という下請け的な範囲にとどまらせるに至る〔村田文世, 2011〕。設立の趣旨の「政府の実施責任の確立」は、公私一体でナショナルミニマムを保障しつつも実施責任までも委任してはならない、“丸投げ”にはしてはならないことを再認識させる。

#### (2) 第二段階—経理規程準則の制定

社会福祉法人初の会計制度は厚生省より発出さ

れた1953年の「社会福祉法人の会計要領について（社乙発32号通知）」（以下「32号通知」とする）である。32号通知では収入支出や財政状態と共に事業成績を明らかにするものとされたが、その内容は社会福祉法人特有のものではなく、企業会計原則に準拠するというものであった。実際の処理方法は不統一であり、一部には会計の内容が明瞭を欠く等必ずしも妥当でない処理もみられたという<sup>6)</sup>。

そこで、健全な社会福祉施設運営の確保を期するため、1976年社会福祉各法による措置費支弁対象施設等を経営する社会福祉法人の会計処理の基準として、経理規程準則が定められた<sup>7)</sup>。これにより社会福祉法人の会計事務処理が統一されることになる。

経理規程準則は消費経済体である社会福祉法人に通用する会計原則を基本とし、資金収支計算と財務報告が正確、明瞭に実施できる会計基準となった。会計の進歩として、①他の準用ではない社会福祉法人の実態に沿った会計基準となったこと、②基準が統一されたことによる信頼性向上が挙げられるだろう。しかし長期的な施設経営に不可欠な減価償却制度が導入されていない。言い換えれば経営には不可欠な、継続的事業を前提とする損益計算は必要とされなかった。すなわち、社会福祉法人は継続性の確保のための内部留保・自主的な経営を求められていなかったのである。

#### (3) 第三段階—会計制度の多様化

2000年介護保険法施行と時期を同じくし、社会福祉法（従来の社会福祉事業法）が公布施行された。社会福祉事業は措置制度から契約制度に切り替わっていく。介護保険法に続き、障害者分野においては2003年より支援費制度に移行し、障害者自立支援法が施行された。保育分野においても2015年4月より子ども・子育て関連3法が施行され直接契約制度が導入された<sup>8)</sup>。そして社会福祉法第24条に規定する「経営の原則」に対応するため、2000年に社会福祉法人会計基準（以下「旧会計基準」とする）が制定された<sup>9)</sup>。

社会福祉事業が措置制度から契約制度へ転換していくことで、社会福祉法人の担い手である社会福祉法人への社会からの要請内容も変化した。そ

これは制定された旧会計基準にも反映されている。旧会計基準の大きな特徴として、損益計算が導入され事業活動収支計算書が作成されることが挙げられるが、これは社会福祉法人が施設更新時等、公的補助に依存しすぎず自立することが期待されていると解釈できる。利用制度化されたサービスの利用料収入については施設整備費の償還に充てることが認められる等、社会福祉法人の経営弾力化に向けた政策がとられた〔後藤康文・野田秀孝，2015〕ため、減価償却の手続きを通して将来の施設整備に備えなければならぬと考えるが、独立行政法人福祉医療機構が2015年2月12日に発表した「2013年度特別養護老人ホームの経営状況」によると、経常増減差額がマイナスの施設が26%に上ることから、政府が期待する施設整備の備えは停滞していると考えられる。また措置施設に関しては経営弾力化が進まず、長期的な内部留保の確保に対する意識は低いと推測する。

また社会福祉法人が展開する事業は多様であることから、多様な事業の成果を測るために各事業に沿った会計基準が表1の通り、旧会計基準の他に存在することとなった。複数の事業を展開する社会福祉法人においては複数の会計基準を採用することから、法人全体での経営成績や財産状況を把握することが困難となった。事業に沿った業績

測定尺度は短期的な業績管理には有用であるが、長期的な法人経営の指針とするには法人全体での業績管理が必要であるため制度は不十分であったと考える。

#### (4) 第四段階－会計制度の統一

2011年7月に社会福祉法人会計基準が改正された（以下「新会計基準」とする）。新会計基準では多くの会計手法が導入されたが、これらは企業会計原則や2008年に改正した公益法人会計基準の影響を大きく受けている<sup>10)</sup>。32号通知についても企業会計原則に準拠したがその背景は異なる。改正の背景について、「民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄附者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる」とされている<sup>11)</sup>。社会福祉市場化のもとで企業と互角に競争できる様に「社会福祉法人の企業化」が求められ〔芝田英昭，2014〕、会計基準は営利企業に係る企業会計原則に近づいたのである<sup>12)</sup>。

新会計基準は社会福祉法人が行う全ての事業

表1 社会福祉法人に係る様々な会計基準

事業		原則	運用実態	基準制定
社会福祉事業	障害福祉関係施設（授産施設、就労支援事業を除く） 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用	社会福祉法人会計基準による（措置施設（保育所）のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる）	2000年制定
	養護老人ホーム 経費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による（指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい）	2000年制定
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい（会計基準によることができる）	2000年制定
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による	2006年制定
	授産施設		授産施設会計基準による	2001年制定
	重症心身障害児施設		病院会計準則による	1983年制定
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による	1995年制定
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による	2000年制定
	病院・診療所		病院会計準則による	1983年制定
公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可		
収益事業		一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用		

（厚生労働省「社会福祉法人の新会計基準について」を参考に筆者作成）

(社会福祉事業、公益事業、収益事業) に適用され、法人全体での財務状況が明らかになる。また 2014 年 5 月「社会福祉法人の認可について」が一部改正され、現況報告書及びその添付書類である財務諸表の公表が義務化された。近年ようやく長期的な法人経営の指針を提供する会計基準が誕生し、財務的アカウンタビリティが確立したと考える。

#### (5) 変遷から見る社会福祉法人の本質

今日、自助・共助・公助による地域福祉システムの構築を政策的に進める責務は政府にあるが〔後藤康文・野田秀孝, 2015〕、社会福祉法人は民間法人として存在しながら「公私一体」となり社会福祉事業を担ってきた。2000 年の社会福祉基礎構造改革以降、公費である措置費による運営の他にサービス提供対価としての収入が発生し、法人の自主的な経営が求められるようになった。限られた公費の中で、増加する需要に対応するシステムの構築に社会福祉法人は組み込まれる。社会福祉法人は公費、事業収入、寄附金等複数の財源から活動する法人である。そして主に公費部分に関して社会からアカウンタビリティの確立が求められ、財務面での義務を支えるよう会計基準は近年改正が行われたと考える。

#### 4. 関係者による現状課題／方向性／解決策等と改正社会福祉法、新会計基準

##### (1) 分析の対象

関係者が認識する社会福祉法人の現状課題、方向性、解決策を把握にあたり、表 2 に掲げる文献を分析対象と設定した。社会福祉法人の関係者は国民、施設利用者やその家族、法人職員等も該当するが、個々の法人による苦情解決委員会報告書や市町村社会福祉協議会による住民意識調査報告書、内閣府による社会意識に関する調査等は存在するものの社会福祉法人制度そのものに対する意見を確認できないため、対象を政府、社会福祉法人主体のみとしている。

##### (2) 改正社会福祉法の内容

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置が講じられた。本稿では社会福祉法人制度の改革部分について整理する。

##### ①経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置とし、理事・理事会に対する牽制機能を付与する。理事会によ

表 2 分析対象

関係者	公表	タイトル
[政府] 厚生労働省社会・ 援護局福祉基盤課	2014 年 7 月	社会福祉法人の在り方について (社会福祉法人の在り方等に関する検討会最終報告書)
[社会福祉法人] 社会福祉法人全国 社会福祉協議会	2015 年 6 月 a 2015 年 3 月 b 2015 年 1 月 c	平成 28 年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書 「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書 社会福祉法人制度の見直し検討に関する意見書
全国社会福祉法人 経営者協議会 (全国社会福祉協 議会の内部組織)	2013 年 12 月	社会福祉法人の使命、役割とセーフティネット・社会貢献の活動促進 (平成 25 年 12 月 5 日、内閣府・規制改革会議(第 22 回)への提出資料)
	2012 年 10 月	新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書
	2011 年 1 月	全社協 福祉ビジョン 2011 (2010 年 12 月 27 日)
	2010 年 6 月 a	「新しい公共」についての意見
	2010 年 3 月 b	「小規模社会福祉法人経営の活性化に向けて」 (小規模法人経営対策プロジェクトチーム検討状況報告)
	2008 年 8 月	社会福祉法人経営の現状と課題 - 新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業 -

表3 分析結果

関係者	文献	No.	現状課題／方向性／解決策等	改正社会福祉法					新会計基準	検討
				①	②	③	④	⑤		
全国社会福祉協議会	[2015 a]	1	複数の施設経営法人と協力が連携・協力して取組を行う場合、資金を出し合うことが可能となる仕組みの構築が必要							A
		2	試行的取組について、定款に記載していない事業実施に対する過度の行政指導						○	A
		3	統合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保							Z
		4	大規模災害時における官民協働による支援体制の構築							
		5	多様な組織形態の参入が進んでおり、それらの主体と同様の事業のみを実施するだけでは、社会福祉法人の存在意義が理解されにくい						○	
		6	社会福祉基礎構造改革や介護保険制度の創設、地方分権改革の動きは、社会福祉法人関係者に対して変革のみにとどまらない「再構築」を求めたものであったが、十分な対応ができたとは言えない						○	
		7	今問われているのは個々の社会福祉事業ではなく、実施主体としての社会福祉法人のあり方、法人経営の質である						○	F
		8	社会福祉法人の自主性・自律性の尊重を基軸とすべき						○	F
		9	評議員会の設置は、社会福祉法人の実態を考慮した仕組みとすべき						○	
		10	財務規律は、法人の事業拡大、再生産を阻害しない基準とすべき						○	Z
		11	公益活動を阻害している規制等の撤廃							
厚生労働省	[2014]	12	地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組が一部の社会福祉法人にとどまっていけないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されにくい							B、E
		13	社会福祉法人については財務諸表等を幅広く国民一般に公表することは義務とされおらず、自主的に公表している法人は半数程度							
		14	社会福祉法人の組織体制は、他の法人制度と比較してガバナンスを確保する仕組みとして十分とは言えなくなっている部分がある							
		15	一部の社会福祉法人では、創設者等の理事長が、あたかもオーナーであるかのように経営を行ったり、現実には私物化とも取られかねない運営が行われていている						○	
		16	いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある						○	
		17	低所得で対応の難しい方を積極的に受け止めている特別養護老人ホーム（社会福祉法人）や、生活困窮者等への対応を実践している社会福祉法人が一部にとどまり、社会福祉法人が株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民等に伝えられていないという指摘						○	E
		18	社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズについて、組織的かつ継続的に取り組んでいく主体が必要とされている						○	
		19	多くの社会福祉法人において、非営利法人として制度や市場原理では満たされないニーズに取り組んでいくことよりも、法令や行政指導に適合することに重きを置いた事業運営がなされてきた						○	
		20	社会福祉基礎構造改革では、社会福祉法人の経営の原則が新たに示されるなど、利用者のニーズに対応した主体的な法人経営がなされるよう制度改革が行われているが、それが十分浸透していない						○	F
21	社会福祉法人は、社会福祉制度と福祉サービスの提供主体、両方のセーフティネットとしての役割を果たしていく必要がある						○			
22	措置事業については、その性格上、行政の規制が厳しく、その資金は行政からの委託費であるため、契約制度による事業のような自由度を確保することは難しい面があるが、法人の人的・物的資源を有効に活用したり、希同等の原資を活用したりすることで、公益性を前提に、制度で対応しきれない福祉ニーズに対して取組を行っていくといった主体的な変革は必要						○			
23	地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる						○			
24	地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる						○			

関係者	文献	No.	現状課題／方向性／解決策等	改正社会福祉法					新会計基準	検討
				①	②	③	④	⑤		
厚生労働省	[2014]	25	住民から寄附を受けるに足る信頼性の確保や住民にとって寄附の効果が見える対応を行うことで、寄附等の独自財源の獲得も推進していくことが重要		○		○		○	E
		26	社会福祉法人にとっては、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが、公益性を維持する上で必要不可欠であり、まずは既に実施している社会福祉事業について、十分な取組を行うことが評価されるべきである		○					B
		27	「保有所運営費」、「措置費」については、行政から支弁される委託費という性格上、法人本部への支出に上限があるなどの使途の制限があるため、使途弾力化については、行政との理解が不可欠であるため、法人が活動状況を公表し、活動に対する住民の評価を求める、取組の改善や向上を図る仕組みを検討すべき		○		○			A
		28	地域における公益的な活動については、地域住民の理解が不可欠であるため、法人が活動状況を公表し、活動に対する住民の評価を求め、取組の改善や向上を図る仕組みを検討すべき		○		○			E
		29	地域における公益的な活動やそれに要した金額が明らかになるように、会計基準の見直しを行い、活動内容やそれに要した費用の公表を検討すべき							
		30	施設・事業所を単位とした施設管理から、法人単位での経営が可能となる見直しを行っているが、現在でも多くの社会福祉法人の経営が、施設・事業所単位のままとなっており、社会福祉法人側での経営に関する意識改革が十分とはいえない	○						
		31	社会福祉法人の組織は、理事会、評議員会、理事長、理事及び監事から成り立っているが、それぞれの役割が十分機能する仕組みとはなっていない	○						
		32	理事長の職は福祉への信念や実践力、法人の使命を踏まえた経営能力のある人物が就任することが適当であり、理事長の選任に当たっては世襲が実質的な理由とされることがないよう、評議員会において適切に理事が選任され、そこから理事長が選出される仕組みが必要である	○						
		33	社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である	○						
		34	複数の社会福祉法人が共同で評議員会を設置する仕組みについても、検討するべき	○						Z
		35	一定規模以上の法人には、理事会の下に法人本部事務局を設置するなど組織の見直しを検討するべき	○						
		36	法人本部がその機能を発揮するためには、法人本部が各事業の剰余金やその他の独自財源等をもとに、新規事業の立ち上げや不採算部門への充当を企画・立案できる仕組みが必要	○						
		37	法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。併せて、法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬の支払いを認めることを検討するなど、賠償責任補填の考え方の適用を検討すべき	○						D
		38	監事について「1名は財務諸表を監査し得る者、1名は学識経験者又は地域福祉関係者」とされているが、財務諸表については法人運営の状況を把握するための基礎的資料であるため、両名とも財務諸表を確認できる者とするべきである	○						C
		39	その場合、単に会計を理解できるのみならず、社会福祉法人制度等を理解した者であることが大切である	○						
		40	社会福祉法人は、理事等の専断事項が多いことを踏まえ、理事長の権限を補佐する仕組みとして、法人の規模に応じて、経営委員会、執行役員会等の活用を推進を検討するべき	○						
		41	経営者の視点として、既に実施している事業の経営のみにとどまらず長期・短期の二ーズ、既に実施している事業への影響等を見越した上、事業展開や規模拡大を志向する戦略的経営が重要	○						D
		42	社会福祉法人の合併・事業譲渡については、既に手続が設けられているものの、2012年度における合併件数は全国で17件にとどまっている	○						D
		43	組織再編の手段として、事業の安定性・効率性に十分配慮した上で分割の手続を検討するべき	○						D
		44	資金について社会福祉事業や地方公共団体が認定した事業については拠出できるよう、非営利性を失わない範囲で規制緩和を検討するべき	○						A
		45	社会福祉法人やそれ以外の非営利法人が協働して地域で多様な福祉活動を積極的にするために、複数の非営利法人が団体の社会福祉法人を設立できる仕組みを検討するべき	○						D
		46	2014年度以降、全ての社会福祉法人においてホームページで公表すべきである。また、所轄庁においても所管する法人の財務諸表等について、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討するべき	○						



関係者	文献	No.	現状課題／方向性／解決策等	改正社会福祉法					新会計 基準	検討	
				①	②	③	④	⑤			
全国社会福祉協議会	[2012]	78	同じ地域内であっても、他法人との連携や協働による取り組みは少ない								
		79	制度外の取り組みや柔軟な対応に対する社会的評価の基準や仕組みがない								
		80	行政監査等による画一的な指導など、むしろマイナスのインセンティブが強い								
	[2011]	81	現在の法律や制度で定められた制度内サービスの改革、また制度外の福祉サービス・活動の開発・実施								
		82	社会福祉の担い手として公私の社会福祉関係者とともに、住民・ボランティアの主体的な参加の環境をつくること								
[2010 a]	83	市町村のみに任せられるのではなく、国・県・市町村が重層的に担うものとしてとらえることが重要									
	84	現在は、多様な当事者組織が地域の中に存在するため、今後は団体間の協働や意見調整にも意識的に取り組んでいく必要がある									
	85	生活全体を支援する場合は、社会福祉のみならず、保健・医療、労働、住宅、教育などの他領域と連携を図ることも必要になり、総合的にコーディネートする体制の構築が必要									
全国社会福祉法人経営者協議会	[2010 b]	86	「新しい公共」とは「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働」の場であるとされているが、社会福祉への国、地方公共団体の責任が曖昧にされ公的責任が後退することがあってはならない								
		87	社会福祉法入は、公益法人としての「公益性」と「非営利性」と民間としての自主性や創意工夫による「先駆性」をもった事業が本来重視されて制度が創設された								
[2008]	88	経済的な規模等のエビデンスがないなどの問題もあり、制度設計上での理解を得るためには課題が多い									
	89	小規模法人は、地域に根ざした実施主体である／営利法人が進出しない人口が少ない地域でセーフティネットを支えている／迅速な意思決定でニーズに即応できる／「志がある者」が社会福祉事業を行うことができる									
	90	小規模の法人は、小規模であるが故に経営資源（ヒト、カネ、情報等）が不足しがちではあるが、経営能力の向上により、弱みを克服できれば問題はない									
	91	長期的な資金調達については金融機関に対する説得力、説明能力が必要。財務体質の健全性、説得力のある事業計画の作成が必要。基本的な条件として、正確な会計を行うことと会計情報の説明を明確に行えること。									
	92	環境変化的確に対応しつつ、新たなニーズに応えていかなければならない									
	93	社会的ルールの遵守（コンプライアンス）、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことが強く求められる									
	94	利用者のニーズに応え、地域に貢献し、働きがいがある職場を実現する									
	95	手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営									
	96	施設管理中心、法人経営の不在									
	97	一法人一施設モデル（事業規模が零細）									
	98	再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提									
99	画一的サービス										
100	同族的経営										
101	理事会は名目的な機関でなく、法人の執行機関として実質的に機能し経営能力を向上させることが必要										
102	法人本部の機能強化、中間管理職層の育成										
103	監事による形式的な監査・外部監査の積極的な活用										
104	情報開示については、事業者団体等が標準化に取り組み等わかりやすい公表を推進すべき										
105	行政監査については、不必要に些細であったり合理性に欠けたり公表を推進すべき										
106	行政監査について、職員の見直し										
107	国、都道府県、市町村の役割分担の見直し										
108	法人認可の在り方と健全な競争の促進										
109	経営診断・経営指導の機能強化										
110	環境の変化に対応し、経営を安定させつつ機動的な事業活動を展開するには資金の弾力化が必要										

改正社会福祉法欄①～⑤は、4. (2) ①～⑤に説明している。

る理事・理事長に対する牽制機能を制度化する。一定規模以上の法人に対する会計監査人の設置を義務化する。理事・監事等の権限・義務・責任の明確化を講じる。

#### ②事業運営の透明性の向上

閲覧対象書類を拡大し、閲覧請求者を国民一般に拡大する。財務諸表や業務運営に係る情報の公表、公表方法はインターネット（所轄庁ホームページに掲載も可能）。

#### ③財務規律の強化

役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止する。

社会福祉充実残額（再投下財産額）<sup>13)</sup>の明確化、社会福祉充実残額を保有する法人に対し社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画作成を義務付ける。そして会計に関する条文が新設されることにより、会計の法的位置づけが明確にされた。

#### ④地域における公益的な取組を実施する責務

すべての社会福祉法人について、地域における公益的な取組の実施を責務として位置づける。社会福祉充実残額を保有しない法人についても追加的な費用が生じない取組を責務として課し、その実績等の公表を求める。

#### ⑤行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携・支援の仕組みを構築する。財務諸表・現況報告書等の情報を活用するための仕組みを構築する。

### (3) 分析の方法

分析対象文献の本文より現状課題／方向性／解決策等に関する記述を抽出し、各記述内容について改正社会福祉法及び新会計基準によるフォローがなされているか分類する。分類できない記述内容をその特徴によりさらに分類する。

### (4) 分析の結果

分析の結果は表3の通りである。分類できない記述内容については次の通り A から F、及び Z に分類し考察する。

A：資金使途制限に関する事項

B：法人が実施する事業評価に関する事項

C：監査に関する事項

D：法人の組織体の適正化に関する事項

E：社会的アカウンタビリティの確立に関する事項

F：法人の本質に関する事項

Z：その他、上記にあてはまらない事項（要望事項として整理するのみに留める）

## 5. 分析結果の考察

上記4. において、改正社会福祉法及び新会計基準では社会福祉法人改革の達成に不足する内容が抽出された。次に各事項について考察する。

### (1) A：資金使途制限に関する事項

社会福祉法人は公費による経営を実施する場合にその資金使途を制限される<sup>14)</sup>。使途制限は目的外の支出を防止するためであるが、既存の社会福祉事業に加えて地域公益活動への対応を求めるのであれば、資金使途の弾力化は必要である。ただし、弾力化にもその範囲指定について十分に検討しなければならない。目的支出を阻害せず、特に法人外への資金流出は法人の財務基盤に影響するため慎重にすべきである。

分析結果には抽出されなかったが、保育所・措置施設における法人本部への繰入制限に関しては弾力化を求めたい。各資金使途制限通知により本部会計への貸付金は年度内に精算する旨が規定されている。本部会計については「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）<sup>15)</sup>」（以下、「運用指針」とする）に規定が存在する。本部会計に係る経費については、「理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なもの」と定められている。一方収入に関しては、現行の介護報酬・補助金等の体系では法人本部の人件費等は算定されておらず、寄附金等以外の収入としては事業活動収支からの繰入金収入によるしかない。

#### 運用指針6 本部会計の区分について

本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。

なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育所

運営費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘わらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙⑩）を作成するものとする。

法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。

改正社会福祉法においては、議決機関としての評議員会必置が定められている。評議員会の設置に伴い明確な本部経費が発生すると考えられる。評議員会を新たに設置する、または改正により理事と評議員とが重複不可とされたことに伴い人材を新たに選定することから、法人本部に関与する者は増加する。これまで特に小規模法人においては同一人物が事業と本部とを兼務することが多く、本部会計には役員報酬さえも計上されないケースも見られた。今後は法人全体で本部機能の重要性を認識し、改正社会福祉法に従い本部機能がその役割を十分に果たせるように、必要な経費は法人全体で確保する仕組みに変更すべきと考える。また会計監査が義務化される法人においては、監査報酬の負担についても考慮しなければならない。「本部経費は法人のいずれにも属さない経費」と定義するのではなく、「法人全体に係る必要経費」として積極的に捉える定義を新会計基準に求めたい。

**(2) B：法人が実施する事業評価に関する事項**

財務面での経営分析については、新会計基準が法人全体で統一適用されることや企業会計原則に近づいたことにより民間企業において採用されている経営分析指標の準用が期待できる。ただし、社会福祉法人の場合には一概に費用削減が望ましい状態とは言えない等、特有の考え方が存在することに留意しなければならない。また独立行政法人社会福祉医療機構は福祉貸付を利用する法人より毎年提出される財務諸表データをもとに、経営分析参考指標<sup>16)</sup>を作成しているため、自法人の数値との比較し分析することは有効である。

また第三者評価については、評価機関の指導をする都道府県推進組織の能力向上や研修実施やマニュアルの徹底により、評価機関の共通基盤を作っていくことを検討すべきだ。また受審する法人側のメリットとして、利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールできることがよく挙げられるが、社会福祉法人の活動を理解できるツールとして第三者評価が存在することを国民に周知することも有効である。

**(3) C：監査に関する事項**

改正社会福祉法では一定規模以上の社会福祉法人に対し会計監査人設置を義務化するが、設置対象とならない法人についても公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る体制整備状況等の点検等は有効である。平成24年度の厚生労働省の調査では、75.5%の法人が外部監査を受審していないと回答している（回答法人数6,911法人）。外部監査を通して会計処理や

表4 法人本部への繰入に関する資金使途制限

介護老人福祉施設 (介護報酬)	制限なし。ただし、経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲（なお居宅サービスや、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰り入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可）
指定障害者支援施設 (自立支援給付費)	
保育所（保育所運営費）	運用収入＋前期末支払資金残高（前年度保育所運営費収入の30%以下）を限度に繰入可。ただし、適切な施設運営・人件費運用・給食や日常生活・児童の処遇、役職員の資質の向上の取り組み、延長保育等の取り組みを実施し、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取り組みを実施していることが要件。
措置施設（措置費）	運用収入＋前期末支払資金残高（前年度措置費の30%以下）を限度に繰入可。ただし、適切な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取り組みを実施していることが要件。

（「第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会参考資料」を基に筆者作成）

内部統制の体制を整えることが可能であり、経営組織のガバナンス強化にも繋がると考える。

#### (4) D：法人の組織体の適正化に関する事項

戦略的経営には、既存の組織形態や事業規模等に囚われない発想が必要である。また効率的な事業経営のため、組織の垣根を越えてどのような組織にすべきか検討しなければならない。どの程度の法人規模・事業規模が社会のニーズをとらえて事業を展開するために効率が良いかを検討し、場合によっては合併や営業譲渡、事業連携の手法を採用する。我が国において、社会福祉法人設立の際には地方自治体より「一法人一施設」の指導が行われてきた経緯がある。また、措置費と施設整備費補助とで施設運営が保証されたこと等もあり、小規模法人が多く存在する<sup>17)</sup>。経営能力により効率的な法人経営が実施できれば問題ないが、小規模ゆえに経営資源が不足する場合については、他法人との事業連携から検討するのも有効である。合併や営業譲渡、事業連携についてはまだ事例が少ないため、成功例の公表や組織再編セミナーの開催等、所轄庁がノウハウを持って推進すべきと考える。

また小規模法人に関連して、新会計基準に対し提言したい。営利企業には中小規模の法人に対し「中小企業の会計に関する基本要領」が存在するように、社会福祉法人においても小規模法人向けの会計基準を整備することにより実用性が高まると考える。新会計基準第1章総則「2 一般原則」(4)において、「重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる」いわゆる「重要性の原則」が規定されている。運用指針により重要性の判断基準となる金額が示されている場合もあるが、あらゆる場面で簡便法の採用は法人判断に任されている。これは新会計基準の柔軟性を高めるが、金額、規模による判断ではなく法人の事務対応能力が不足し簡便法に頼ることを排除できず、恣意性の含んだ財務諸表が作成されることが懸念される。

#### (5) E：社会的アカウンタビリティの確立に関する事項

既の実施している社会福祉事業、そして制度外の取組や柔軟な対応に関していずれも適正な評価を受け、応援されるべきである。財務情報の開示だけでなく、取り組んだ内容について非財務情報に関しても積極的に公表していくことにより法人の地位向上が図ることができる。さらに良い取組例は他地域でも広がりを見せる可能性がある。例えば全国社会福祉法人経営者協議会では、ホームページにて地域貢献活動実践事例集を順次公開しているが、所轄庁において改正社会福祉法で規定される社会福祉充実計画の実施状況をデータベース化して広く周知することを求めたい。

また財務情報と非財務情報をあわせた財務諸表を作成するのも有効である。近年は国際的にESG (environmental, social, governance) 情報を財務報告に取り込む動きが活発化しており [越智信仁, 2015]、営利企業において財務・非財務情報を接合した「統合報告書」を日本国内でも公表する動きがある<sup>18)</sup>。また非営利組織としては、コープこうべが6つの評価指標と140の数値データを用いた総合評価レポートを公表している<sup>19)</sup>。社会福祉法人がどの組織形態よりも先駆けて非財務情報を含めた報告書を制度化することは有効である。

#### (6) F：法人の本質に関する事項

社会福祉事業取組への創意工夫も求められるが、実施主体としての社会福祉法人のあり方、法人経営の質が今問われている。本質は、社会福祉法第24条「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」で表現される。社会福祉法人は社会福祉事業の主な担い手であるが、社会福祉法人制度設立時からの「政府の実施責任の確立」を忘れず、社会福祉への国、地方公共団体の責任が曖昧にされ公的責任が後退することがあってはならない。

(7) Z: その他、上記にあてはまらない事項

改正社会福祉法において要求される役員等関係者関連経費の情報開示(上記4.(2)③)につき、新会計基準へひとつ提言したい。

新会計基準において、関連当事者との取引内容を財務諸表に注記することとされている。関連当事者とは社会福祉法人の役員及びその近親者であるが、注記対象となる役員の範囲は有給常勤役員に限定される。限定の理由については、素案に寄せられたパブリックコメントへの回答として「役員としての報酬を受けていながらなおかつ取引を行うことへの妥当性の検証を行うため有給役員に限定」と説明されている。しかし、役員報酬基準の作成や公表等については改正社会福祉法にて規定されることであり、理論上ではあるが、役員が所有する物件の賃貸借契約や関連する業者との業務委託契約等、経済取引が存在する場合には役員報酬を無給にし、取引の対価として収入を得ることも可能である。また、非常勤役員との取引についても対象外とする理由は存在しないと考える。

なお、新会計基準においては年間1,000万円を超える取引が注記対象となるが、改正社会福祉法においては年間100万円を超える関連当事者取引を開示することを要求しているため、新会計基準の改正が必要である。

## 6. 結言

戦後、社会福祉法人は公私一体となり我が国の社会福祉事業を支えてきた。措置委託制度を通して経営基盤を保ちながら、地域のセーフティネットとしての役割を果たしてきた。そして今後も、地域の期待に答えていくことが求められている。

本研究において、社会福祉法人が社会から何を求められているのか、そして社会福祉法人制度改革はこれらの実現、解決に繋がるのかを明らかにした。改正社会福祉法の施行日は2017年4月1日(一部については2016年4月1日)であり、それまでに具体的な手続に関する通知等の発出を経てからの施行であるため、法設計の通りに経営組織のガバナンス強化が図られ、財務規律が強化された上で地域公益活動に取り組むことができる

のかは数年先までは明らかにならない。しかし、これからの社会福祉法人にとっては「自主的な経営」が鍵となり、改革の達成はその法人の意識や活動に拠るところも大きいだろう。

また、社会福祉法人制度の設立以降、根拠法の改訂や会計基準の整備は他の組織形態と比較して遅れてきた。しかし近年、会計基準は財務面でのアカウンタビリティを支え、法人経営において長期的計画に対する判断材料を提供するものに整備された。次に求めたいのは、社会福祉法人特有の社会的アカウンタビリティ確保のための整備である。本稿では項目に触れるだけに留まったが、他の非営利組織に先んじて財務及び非財務の情報を網羅した報告書の整備を行い、他の非営利組織の情報開示手法の参考になることも社会への貢献に繋がるだろう。

社会的課題は今後さらに多様化し、現在明らかになっていない課題が顕在化してくるだろう。法人内部では役員や評議員が相互チェックを行いながら連携し、地域協議会を通して地域の課題を把握し、行政や住民、NPO法人等と連携して活動を行うことが求められる。社会福祉法人が地域における要となり、自法人内で完結するのではなく支えあう社会の実現に寄与することを期待する。

## 【注】

- 1) 2011年7月7日日本経済新聞朝刊「経済教室」での指摘が最初と考えられる。
- 2) 改正成立後、厚生労働省より算出方法の通知が発出される予定である。
- 3) 社会福祉法人会計基準の制定について(雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)平成23年7月27日
- 4) 1966年、アメリカ会計学会の「基礎的会計理論に関する報告書(A Statement of Basic Accounting Theory)」にて会計とは、「情報利用者が事情に精通した上で、判断や意思決定を行うことができるように経済的な情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである」と定義されている。
- 5) ①厚生行政の地区制度、②市町村厚生行政の再組織、③厚生省(当時)が行う助言的措置と実施業務、④民間団体の公私分離、⑤全国社会福祉協議会の組織、⑥担当する専門職員の現任訓練計画
- 6) 厚生省(1976)「社会福祉施設を経営する社会福祉

法人の経理規程準則の制定について」社施第 25 号の前文部分

- 7) 上記通知
- 8) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）
- 9) 厚生労働省（2000）『社会福祉法人会計基準の制定について』社援施第 310 号
- 10) 新公益法人会計基準の基本的考え方は、①広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示、②寄付者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確化、③公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化
- 11) 厚生労働省（2011）『社会福祉法人の新会計基準について』雇見発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号
- 12) 社会福祉法人にとっての「効率性」には注意しなければならない。また、営利企業との競争という観点はイコールフットイング論へ繋がるが、社会福祉法人は事業からの退出に制限があること、施設利用希望者の待機があり稼働率が 100% に近い状況等を鑑みると、経営分析による比較は可能ではあるが、営利企業の実績との比較ではなく、営利企業が培ってきた経営分析のノウハウを準用できると考えるべきである。
- 13) 純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額。いわゆる内部留保額。
- 14) 資金の用途につき以下の資金用途制限通知の制約を受ける。
  - (1)（局長通知）社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 24 年 3 月 28 日最終改正）
  - (2)（課長通知）社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 24 年 3 月 28 日最終改正）
  - (3) 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成 26 年 6 月 30 日最終改正）
  - (4) 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積

立金等の取扱いについて（平成 19 年 3 月 30 日最終改正）

- (5) 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成 24 年 8 月 20 日最終改正）
- (6) 「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について（平成 24 年 8 月 20 日最終改正）
- (7) 保育所運営費の経理等について（平成 24 年 3 月 30 日最終改正）
- (8) 「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて（平成 24 年 3 月 30 日最終改正）
- (9) 「保育所運営費の経理等について」の運用等について（平成 24 年 3 月 30 日最終改正）
- 15) 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（雇見総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号）別紙 1、平成 23 年 7 月 27 日
- 16) 「機能性」「費用の適正性」「生産性」「安定性」「収益性」の視点で分析する
- 17) 全国社会福祉法人経営者協議会の平成 22 年度調査によると、平成 22 年 2 月 1 日現在、全国経営協全会員法人 6,873 法人中、単数施設経営法人は、3,469 法人（50.5%）と過半数を占めている（出所：全国社会福祉法人経営者協議会平成 22 年度調査「小規模社会福祉法人経営の活性化に向けて」（小規模法人経営対策プロジェクトチーム検討状況報告））。
- 18) 例えばエーザイの統合報告書（<http://www.eisai.co.jp/ir/annual/>）参照日：2015 年 10 月 28 日
- 19) 最新は 2007 年版（[http://www.kobe.coop.or.jp/report/report\\_top.html](http://www.kobe.coop.or.jp/report/report_top.html)）参照日：2015 年 10 月 28 日

#### 【参考文献，引用文献】

- ベストフ V. A 藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳。（2000）.『福祉社会と市民民主主義－協同組合と社会的企業の役割』. 日本経済評論社.
- 越智信仁.（2015）.『統合報告書の信頼性付与に向けた考え方』「尚美学園大学総合政策論集」20, 1-14. 尚美学園大学.
- 関悠希.（2014）.『社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の可能性－NPO 法人等を支援する中間支援機関として－』.（独）福祉医療機構.
- 吉田正人.（2009）.「わが国における福祉会計の史的展開－社会福祉法人会計制度の草創期を中心にして－」『千葉商大論叢』第 47 巻第 1 号, 171-194. 千葉商科大学.

- 吉田正人. (2012). 「社会福祉法人新会計基準の特性と今後の方向性」『千葉商大論叢』49(2), 159-175. 千葉商科大学.
- 吉田正人. (2015). 「措置制度の時代の福祉行政と経理規定準則の特殊性についての検討」『千葉商大論叢』53(1), 111-126. 千葉商科大学.
- 後藤康文・野田秀孝. (2015). 「基礎自治体による地域福祉政策に関する考察：社会福祉法人制度改革を契機とした新展開を考える」『人間発達科学部紀要』第10巻第1号, 65-78. 富山大学.
- 厚生省. (1976). 『社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について』社援施第25号.
- 厚生労働省. (2008). 『地域における「新たな支え合い」を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－』. 参照日：2015年11月26日, 参照先：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7b.html>
- 厚生労働省. (2011). 『社会福祉法人の新会計基準について』雇見発0727第1号, 社援発0727第1号, 老発0727第1号.
- 厚生労働省. (2011). 『社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について』雇見総発0727第3号, 社援基発0727第1号, 障障発0727第2号, 老総発0727第1号.
- 厚生労働省. (2011). 『社会福祉法人新会計基準（案）に関する意見募集手続き（パブリックコメント）の結果について』.
- 厚生労働省. (2013). 『社会福祉法人における収入・収益の取扱いの現状』第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会参考資料. 参照日：2015年10月28日, 参照先：<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoke nfukushibu-Kikakuka/0000027781.pdf>
- 厚生労働省. (2013). 厚生労働省『社会福祉法人における収入・収益の取扱いの現状』第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会参考資料.
- 厚生労働省. (2014). 『社会福祉法人制度を巡る状況について』第1回社会保障審議会福祉部会資料1. 参照日：2015年10月28日, 参照先：[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000055724.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000055724.pdf)
- 厚生労働省. (2015). 『社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～』第14回社会保障審議会福祉部会資料1. 参照日：2015年10月28日, 参照先：[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shaikai-Fukushikibanka/0000050269\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shaikai-Fukushikibanka/0000050269_1.pdf)
- 厚生労働省. (2015). 『生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について』. 参照日：2015年10月28日, 参照先：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shikai/0000088324.pdf>
- 高田京子. (2006). 「社会福祉法人会計における損益計算の意義」『人間福祉研究』第8号, 93-107. 田園調布学園大学.
- 山岡義典・早瀬昇・石川阿一編. (2001). NPO 非営利セクターの時代－多様な協働の可能性をさぐる－207-208. ミネルヴァ書房.
- 山本隆編著. (2014). 『社会的企業論 もうひとつの経済』15, 74-76. 法律文化社.
- 芝田英昭. (2014). 「社会福祉法人制度の意義や役割の変遷と今求められる機能」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』第2号 81-93. 立教大学.
- 松倉達夫. (1993). 「社会福祉法人経理規程準則の論理：施設会計を中心として」『三田商学研究』35(6), 126-143. 静岡産業大学.
- 松倉達夫. (1993). 「社会福祉法人経理規程準則の論理－施設会計を中心として－」『三田商学研究』35巻6号, 126-143. 慶應義塾大学.
- 松倉達夫. (2001). 「社会福祉法の時代の社会福祉法人の会計」『環境と経営：静岡産業大学論集』7(1), 33-44. 静岡産業大学.
- 照屋行雄・平田沙織. (2014). 「社会福祉法人会計の構造と課題」『国際経営論集』第47巻, 11-33. 神奈川大学.
- 神野直彦・牧里毎治. (2012). 『社会起業入門－社会を変えるという仕事』51. ミネルヴァ書房.
- 須藤芳正・斎藤親之助・荒谷真由美・田中伸代・谷光透. (2006). 「社会福祉法人会計システムに関する一考察 その理論と実践」『川崎医療福祉学会誌』第15巻第2号, 485-495. 川崎医療福祉学会.
- 清水教恵・朴光駿編著. (2011). 『よくわかる社会福祉の歴史』. ミネルヴァ書房.
- 前鼻英蔵. (2003). 「社会福祉法人のガバナンス－理事会の機能と役割－」『産研論集』28. 札幌大学.
- 全国社会福祉協議会. (2013). 社会福祉法人の使命、役割とセーフティネット・社会貢献の活動促進.
- 全国社会福祉協議会. (2015 a). 『福祉施設長のあり方に関する検討会』報告書.
- 全国社会福祉協議会. (2015 b). 『社会福祉法人制度の見直し検討に関する意見書』.
- 全国社会福祉協議会政策委員会. (2014). 『新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書』.
- 全国社会福祉経営研究会編. (2006). 『社会福祉法人経

- 営の現状と課題』. 全国社会福祉協議会.
- 村田文世. (2011). 「福祉市場化における社会福祉法人経営-「事業ドメイン」からみる新たな公共性-」『社会福祉学』第52巻第1号, 16-28.
- 村田文世. (2014). 「市場化における社会福祉法人の社会的アカウントビリティ-マルチ・ステークホルダー理論に依拠した組織ガバナンス-」『社会福祉学』第54巻第4号, 3-15.
- 大原昌明. (2001). 「社会福祉法人会計学構築のための覚え書」『北星学園大学経済学部北星論集』第40号, 57-76. 北星学園大学.
- 内閣府. (2014年6月24日). 『規制改革実施計画』. 参照日: 2015年10月28日, 参照先: <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/140624/item1.pdf>
- 飯野利夫訳. (1969). 『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』2. 国元書房.
- 武居敏編著. (2015). 「社会福祉施設経営管理論2015」. 全国社会福祉協議会.
- 牧里每治監修. (2015). 『これからの社会的企業に求められるものは何か カリスマからパートナーシップへ』4-5, 20-21. ミネルヴァ書房.

# Consideration of the Governance of Social Welfare Corporations Recommendations for the Reform of the Social Welfare Corporation System

Yuka Miyake\*

## ABSTRACT

This paper discusses the purpose, role, and evolution of social welfare corporations, as well as considering what their function should be. A draft of a proposed amendment to revise part of the Social Welfare Act in Japan has been submitted to the 189th Diet by the Ministry of Health, Labour and Welfare. As of the end of November 2015, the draft is under discussion. Reform of the social welfare corporation system is promoted by the amendments.

Among the aims of the amendments are an improvement in transparency and the strengthening of “autonomous management foundations” of social welfare corporations. In addition, accounting standards establish financial accountability to stakeholders. However, definitions under the new Social Welfare Act and the new accounting standards may be insufficient for achieving the purpose of the reform. We need to establish a positive feedback cycle amongst social welfare corporations, which will contribute to the creation of new social businesses in the community.

The paper goes on to clarify the current status and issues of social welfare corporations based on reports that have been published, and recommends new methods which support that reform.

**Key words :** Social Welfare Corporation, Social Welfare Act, Accounting Standards for Social Welfare Corporations

\* 1st Year Doctoral Course, Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University